

航空機の登録に関する訓令を次のように定める。

令和6年2月29日

防衛大臣 木 原 稔

航空機の登録に関する訓令

改正 令和7年5月12日省訓第125号

(目的)

第1条 この訓令は、航空機の安全性の確保に関する訓令（平成7年防衛庁訓令第32号。以下「安全性確保訓令」という。）に規定する自衛隊耐空証明、自衛隊制限付耐空証明、特別耐空性承認又は飛行許可を行うに当たり、自衛隊が使用する航空機を登録し、その情報を一元的に管理することを目的とする。

(定義)

第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 航空機 安全性確保訓令第2条第1号に規定する航空機をいう。
- (2) 部局 防衛省所管国有財産取扱規則（平成18年防衛庁訓令第118号）第2条に規定する部局をいう。
- (3) 幕僚長等 陸上幕僚長、海上幕僚長、航空幕僚長及び防衛装備庁長官をいう。

(登録の要件)

第3条 航空法第3条の規定により国土交通大臣の登録を受けている航空機及び外国の国籍を有する航空機は、これを登録することができない。

(新規登録)

第4条 次の各号に掲げる証明等を受ける予定の航空機は、航空機登録原簿（別紙様式第1号。以下「登録原簿」という。）に登録を受けなければならない。

- (1) 安全性確保訓令第15条に規定する自衛隊耐空証明
- (2) 安全性確保訓令第16条に規定する自衛隊制限付耐空証明
- (3) 安全性確保訓令第19条に規定する特別耐空性承認
- (4) 安全性確保訓令第20条に規定する飛行許可

2 登録を受けていない航空機の登録（以下「新規登録」という。）は、当該航空機が所属する部局の幕僚長等の申請により、防衛装備庁長官（以下「長官」という。）が、当該航空機に係る次に掲げる事項を登録原簿に記載することにより行うものとする。

- (1) 航空機の登録番号
- (2) 航空機の機番号
- (3) 航空機の型式
- (4) 航空機の製造者

- (5) 航空機の製造番号
- (6) 航空機の所属部局
- (7) 新規登録の年月日

3 前項の申請は、登録申請書（別紙様式第2号）を長官に提出することにより行うものとする。

4 長官は、登録原簿を管理するものとする。

（登録証明書の交付）

第5条 長官は、前条第2項の規定に基づき新規登録をしたときは、同項の申請をした幕僚長等に対し、航空機登録証明書（別紙様式第3号。以下「登録証明書」という。）を交付するものとする。

2 幕僚長等は、登録証明書を失い、破り、又は汚したために登録証明書の再交付を申請するときは、再交付申請書（別紙様式第4号）に、現に有する登録証明書（失った場合を除く。）を添えて、長官に提出しなければならない。

（変更登録）

第6条 新規登録を受けた航空機（以下この条及び次条において「登録航空機」という。）が所属する部局の幕僚長等は、第4条第2項第3号に掲げる事項に変更があったときは、速やかに、変更登録申請書（別紙様式第5号）に当該登録航空機の登録証明書を添えて、長官に変更登録の申請をしなければならない。

2 登録航空機について、防衛省所管国有財産（航空機）の取扱いに関する訓令（昭和40年防衛庁訓令第24号。次条において「航空機取扱い訓令」という。）第4条第1項に規定する承認を受けた場合であって、第4条第2項第6号に掲げる事項を変更するときは、当該登録航空機が所属していた部局の幕僚長等は、新たに当該登録航空機が所属することとなった部局の幕僚長等に当該登録航空機の登録証明書を送付しなければならない。

3 前項の規定により登録証明書の送付を受けた幕僚長等は、当該登録航空機の使用に先立ち、変更登録申請書（別紙様式第5号）に当該登録証明書を添えて、長官に変更登録の申請をしなければならない。

4 長官は、第1項又は前項の申請を受理したときは、その申請に係る事項を登録原簿に記載するとともに、その申請をした幕僚長等に対し、登録証明書を交付するものとする。

（抹消登録）

第7条 登録航空機が所属する幕僚長等は、航空機取扱い訓令第6条に規定する承認を受けたとき、又は喪失（航空機取扱い訓令別表に規定する喪失をいう。）をしたときは、速やかに、抹消登録申請書（別紙様式第6号）に当該登録航空機の登録証明書を添えて、長官に抹消登録の申請をしなければならない。

2 長官は、前項の申請を受理したときは、その申請に係る事項を登録原簿に記載するものとする。

（委任規定）

第8条 この訓令の実施に関し必要な事項は、幕僚長等が定める。

附 則

この訓令は、令和6年3月1日から施行する。

附 則（令和7年5月12日省訓第125号）（抄）
（施行期日）

- 1 この訓令は、令和7年5月12日から施行する。

別紙様式第 1 号（第 4 条第 1 項関係）

航空機登録原簿

航空機の登録番号		航空機の機番号	
航空機の型式		航空機の製造者	
航空機の製造番号		航空機の所属部局	
新規登録の年月日			
変 更 欄			
事 項			登録年月日
-----			-----
-----			-----
-----			-----
-----			-----
-----			-----
抹消登録欄	理由		

注：年の表記は、西暦とする。

別紙様式第 2 号（第 4 条第 3 項関係）

登録申請書

（申請年月日） 年 月 日

防衛装備庁長官 殿

（申請者）

航空機登録原簿への登録について、次のとおり申請する。

航空機の機番号	
航空機の型式	
航空機の製造者	
航空機の製造番号	
航空機の所属部局	

注：年の表記は、西暦とする。

別紙様式第 3 号（第 5 条第 1 項関係）

		航空機の登録番号
航空機登録証明書		
1 航空機の機番号	2 航空機の型式	3 航空機の製造者
4 航空機の製造番号	5 航空機の所属部局	
6 上記の航空機は、航空機の登録に関する訓令（令和 6 年防衛省訓令第 5 号）第 4 条第 2 項の規定に基づき、航空機登録原簿に登録されたことを証明する。		
発行年月日 年 月 日		

注：年の表記は、西暦とする。

別紙様式第 4 号（第 5 条第 2 項関係）

再交付申請書

（申請年月日） 年 月 日

防衛装備庁長官 殿

（申請者）

航空機登録証明書の再交付について、次のとおり申請する。

航空機の登録番号	
航空機の機番号	
航空機の型式	
航空機の製造者	
航空機の製造番号	
申請の理由	

注：年の表記は、西暦とする。

別紙様式第 5 号（第 6 条関係）

変更登録申請書

（申請年月日） 年 月 日

防衛装備庁長官 殿

（申請者）

航空機登録原簿の変更登録について、次のとおり申請する。

航空機の登録番号	
航空機の機番号	
航空機の型式	
航空機の製造者	
航空機の製造番号	
変更事項	
申請の理由	

注：年の表記は、西暦とする。

別紙様式第 6 号（第 7 条第 1 項関係）

抹消登録申請書

（申請年月日） 年 月 日

防衛装備庁長官 殿

（申請者）

航空機登録原簿の抹消登録について、次のとおり申請する。

航空機の登録番号	
航空機の機番号	
航空機の型式	
航空機の製造者	
航空機の製造番号	
申請の理由	

注：年の表記は、西暦とする。